

## 委員会で特にご議論いただきたい事項

### ○ 平成 29 年度モニタリング調査結果について

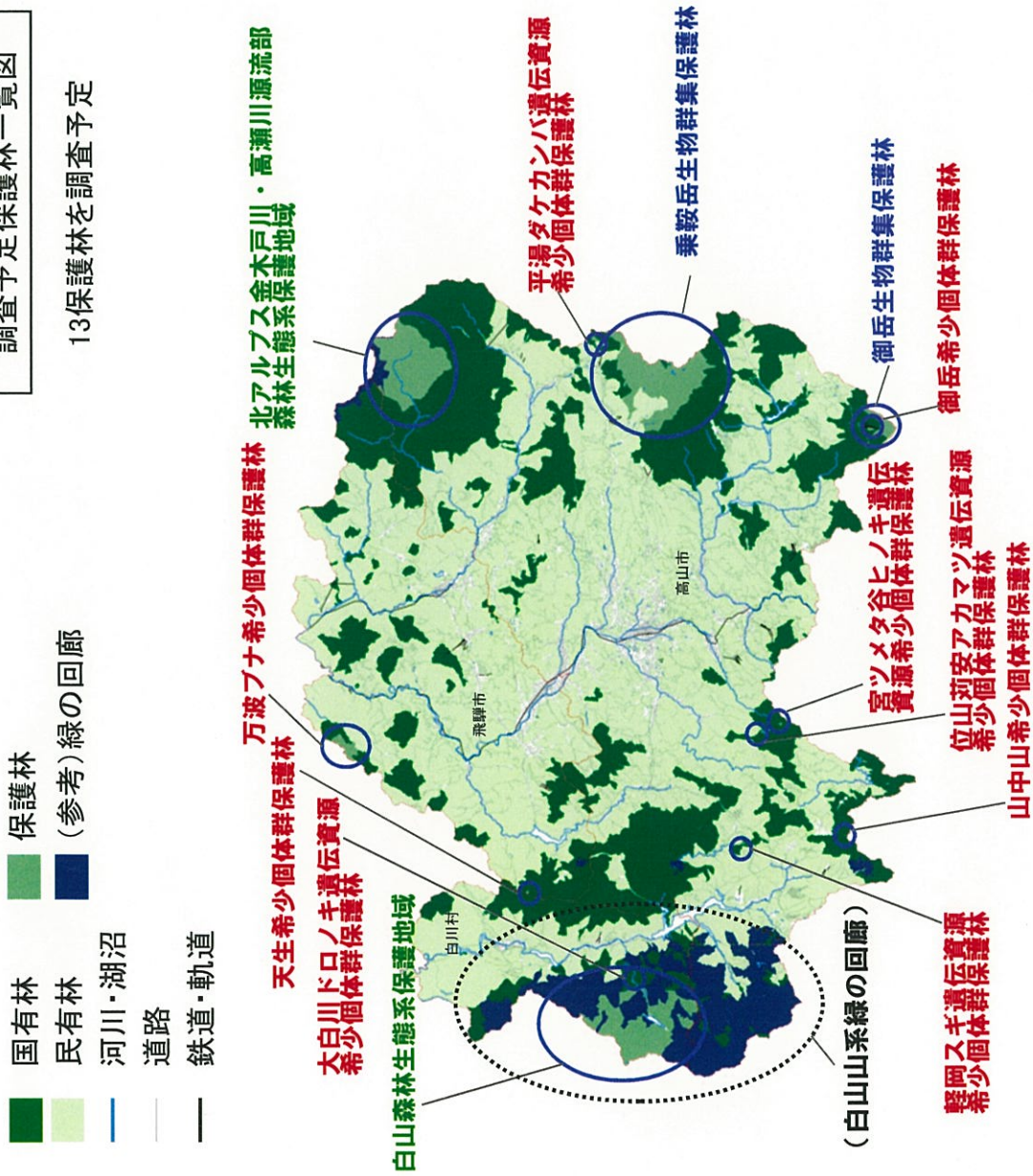
検討事項：モニタリング結果を踏まえた対策等

### ○ 廃止した「郷土の森」の活用状況について

検討事項：廃止した郷土の森の今後の活用方法等（フォローアップ）

平成30年度 宮・庄川森林計画区保護林モニタリング現地調査

調査予定保護林一覧図



13保護林を調査予定

保護林

国有林

(参考)緑の回廊

民有林

河川・湖沼

道路

鉄道・軌道



調査項目一覧表

計画区	保護林名	面積	保護対象	森林詳細調査		森林概況調査	その他の調査等	林小班
				「手法・野帳様式集」該当箇所 E/G/M/Q	プロット位置			
宮・庄川(飛騨署管内)	北アルプス(金木戸川・高瀬川源流部)森林生態系保護地域	8,099.39			「手法・野帳様式集」該当箇所 E/G/M/Q プロット位置	「手法・野帳様式集」該当箇所 D ルート	「手法・野帳様式集」該当箇所 A/N/O	
					既存プロット ①標高2615m(高山植生等プロット) ②1690m(森林生態系多様性) ③2430m(森林生態系多様性)		資料調査・聞き取り調査	①2089ハ ②2081イ ③2096イ
	白山森林生態系保護地域	7,764.00			既存プロット ①標高1360m ②1212m ③1260m ④1319m(高山植生等プロット)			①4350イ ②4353ヘ ③4345ろ ④4353ヘ
	平湯ダケカンバ遺伝資源希少個体群保護林	26.46	ダケカンバ		既存プロット ①標高1690m ②1720m			①2189い ②2189い
	宮ツメタ谷ヒノキ遺伝資源希少個体群保護林	8.98	天然生ヒノキ		既存プロット ①標高1190m ②1180m			①64ろ ②64ろ
	位山刈安アカマツ遺伝資源希少個体群保護林	4.59	アカマツ		既存プロット ①標高1076m ③1130m			①78ほ ③78ほ
	乗鞍岳生物群集保護林	11.81	シラベ、アオモリトドマツ、トウヒ、コマツガ			指定した登山道沿いを調査し、森林の概況を把握する。		
	軽固スギ遺伝資源希少個体群保護林	10.68	スギ		既存プロット ①標高1170m ②1174m			①4122ほ ②4122ほ
	大白山ドロノキ遺伝資源希少個体群保護林	6.58	ドロノキ		既存プロット ①標高884m ②871m			①4359ろ ②4359ろ
	万波ブナ希少個体群保護林	295.84	ブナ、イワイチヨウ等の植物		既存プロット ①標高1509m ②1450m ③1354m			①3188い ②3187イ ③3187ろ
	天生希少個体群保護林	7.15	湿原、ホロムイソウ、ヒメシヤクナガ、ヤチスガ		既存プロット ①標高1412m ②1400m(高山植生等プロット) ③1400m(高山植生等プロット)			①3159ほ ②3159ろ ③3159ろ
	御岳希少個体群保護林	18.39	オサバグサ		既存プロット ②標高2018m ③1970m			②1196に ③1200や
	山中山希少個体群保護林	1.99	ミズバショウ		既存プロット ①標高1331m(高山植生等プロット) ②3332m(高山植生等プロット) ③1439m			①4137た ②4137た ③4137た
	御岳生物群集保護林	3,121.83	火口カルデラ等の地形と、垂直森林帯等の生態系			指定した登山道沿いを調査し、森林の概況を把握する。		
	合計		19,377.69					

※「(森林生態系多様性)」の箇所は林野庁が実施する「森林生態系多様性基礎調査」の調査データを利用する。現地調査は実施せず。

保護林モニタリング現地調査の長期構想(予定)

前回調査年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
千曲川上流	○					△(5年)3					○
庄川	○					△(5年)1				○	
揖斐川	○									○	
千曲川下流				○							
宮・庄川			○								
中部山岳		○									
長良川				○							
(尾張西三河)				-							
神通川					○						
木曾谷							○				
飛騨川						○					
伊那谷								○10	○9		
木曾川					○						
東三河						○					
調査保護林数	23保護林	19保護林	13保護林	10保護林	10保護林	7保護林	12保護林	10保護林	9保護林	4保護林	11保護林

※△は5年に一度

※△は5年に一度

※保護林なし

## 廃止した「郷土の森」の活用状況について

森林計画区	所在署	旧保護林名	面積	設定時の目的	当時の保護の対象等	再編後の取扱い	現状	課題	対策(フォローアップ案)
千曲川下流	北信	鍋倉山郷土の森	21.30	鍋倉山(1,289m)周辺にある、飯山市の「市の木」として指定されているブナの天然林を郷土の象徴として保護する。	当地域では減少しているブナの純林に近い天然林となっている。その中にブナの巨木が点在又は群生しており、郷土を代表する森林となっている。	廃止(施業上の配慮)自然維持タイプで管理 ・施設は、レク森単独施設	・林野庁森の巨樹・巨木100選の「森太郎(ブナ)」の周辺を自然観察の場として長年活用されている。「NPOいいやまブナの森倶楽部」が、樹木医の指導を受けながら保護活動を行っている。	・巨木のエリアのブナ巨木の樹勢の衰え、その保護が課題。	現状の活動支援を今後とも継続していく。
千曲川下流	北信	大ブナ郷土の森	10.20	古くから「大ブナ」と呼ばれるブナの大径木を主体とする天然林であり、特色ある景観を呈している。地域との関わりが深く、山の神をまつり鎮守の森のように崇められている。郷土を代表する森林として保護する。	ブナを主体とする林齢約130年の天然林となっている。	廃止(施業上の配慮)自然維持タイプで管理	・カヤの平自然休養林と一体となって自然観察等の活用がなされている。	・保護と利用	カヤの平自然休養林と統合し、自然観察教育ゾーンとして、利用と保全の促進を検討。
千曲川下流	北信	上の平郷土の森	14.39	ブナの中・大径木を主体とする天然林となっており、特色ある景観を呈している。周囲は古くからスキー場として活用されており、このブナ群落は開発地の中にあつて自然環境、景観として重要な意義を有している。郷土を代表する森林として保護する。	ブナを主体とする林齢約150年の天然林となっている。	廃止(施業上の配慮)森林空間利用タイプで管理	・森林浴コースの一部として活用されており、周辺には夏場ヤナギランの群生地と併せて自然観察等の場として活用されている。	・保護と利用	周辺は、野沢温泉野外スポーツ地域と隣接しており、夏場の利用箇所として活用できないか検討。
千曲川下流	北信	毛無山郷土の森	23.28	毛無山(1,650m)周辺にある。ブナの中・大径木を主体とする天然林であり、特色ある景観を呈している。周囲は、古くからスキー場として活用されており、このブナ群落は開発地の中にあつて、自然環境、景観として重要な意義を有している。郷土を代表する森林として保護する。	ブナを主体とする林齢約200年の天然林となっている。	廃止(施業上の配慮)森林空間利用タイプで管理	・巣鷹湖キャンプ場と長坂ゴンドラ終点駅を結ぶ自然観察等の場として活用されている。	・保護と利用	周辺は、野沢温泉野外スポーツ地域と隣接しており、夏場の利用箇所として活用できないか検討。
千曲川上流	東信	菅平湿原郷土の森	50.25	菅平高原のほぼ中央に位置する孤立小団地の湿原地帯となっている。ハンノキ、ヤチダモ、ハルニレ等の広葉樹を主体とする天然林に抱かれた特異な植生と景観を郷土の象徴として保護する。	ハンノキ、ヤチダモ、ハルニレ等の広葉樹を主体とする林齢約85年の天然林となっている。	廃止(施業上の配慮)自然維持タイプで管理 ・H30.5.31「多様な活動の森」協定締結 名称:「菅平湿原郷土の森」 面積:50.25ha 期間:H30.6.1~H36.3.31	・郷土の森として、地域住民に長年親しまれており、遊歩道・ランニングコース等の各施設とともに地域振興に活かされている。	・保護と利用	協定締結後の活動を支援
千曲川上流	東信	御座山(おぐらさん)郷土の森	175.39	地元住民にとって御座山(2,112m)は、古くから「神の鎮座する山」として崇めてきた信仰の山であり、「郷土の象徴」、「心のふるさと」となっている。郷土にとって意義を有する山であることから、山頂一帯を郷土の森として保護する。	シラビソ、コメツガ、モミ、カンバ等から構成される天然林が大部分を占めている。	廃止(施業上の配慮)自然維持タイプで管理	・日本200名山として、登山の場として利用されている。	・保護と利用	日本200名山のネームバリューで、活用できないか検討

森林計画区	所在署	旧保護林名	面積	設定時の目的	当時の保護の対象等	再編後の取扱い	現状	課題	対策(フォローアップ案)
中部山岳	中信	安曇野まつかわ馬羅尾高原郷土の森	7.28	針葉樹を主体とする天然林であり、萌芽力の低いサワラには珍しく台伐りされ側枝が主軸(主幹)となって独特の樹形(あがりこ型樹形)を成しているサワラが多く、独特の景観を呈している。このような貴重な「あがりこサワラ」の巨木が生育する天然林を郷土の象徴として保護する。	天然ヒノキやサワラ、コメツガ等の針葉樹を主体とした林齢約150年生の天然林である。萌芽力の低いサワラには珍しい「あがりこサワラ」の巨木林となっている。	廃止(施業上の配慮)自然維持タイプで管理 ・H30.3.22「多様な活動の森」協定締結 名称:「あがりこサワラの森」 面積:7.28ha 期間:H30.4.1~H33.3.31	・あがりこサワラの森の倒木等の点検、遊歩道等の点検整備を行っている。	・学術的なモニタリング調査、あがりこサワラの保護	・署と連携し、継続した保護手法の検討
木曾谷	木曾	水木沢郷土の森	81.52	木曾ヒノキ、サワラ、クロベ、ブナ等、多種・多様な林相を呈する天然林となっている。村内に残された、郷土を代表する数少ない森林であることから、木祖村の象徴として保護する。	木曾ヒノキ、サワラ、クロベ、ブナ、トチノキ、サワグルミ等から構成される天然林が大部分を占める。亜高山性のウラモミジ、コメツガなども混生する。一部に約90年生のヒノキの人工林がある。水木沢天然林として施設が整備されている。	廃止(施業上の配慮)森林空間利用タイプで管理 ・H29.3.27「多様な活動の森」協定締結 名称:「郷土の森」 面積:80.81ha 期間:H29.4.1~H34.3.31	・水木沢天然林と名称でPRしており、林内には「太古の森」、「原始の森」と名付けた2つの散策コースがあり、地域の観光資源として活用されている。	・保護と利用の両立	・署と連携した活動への支援及び協力体制の検討
宮・庄川	飛騨	のりくら郷土の森	614.86	五色ヶ原地区は、乗鞍岳山麓に位置し、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹からシラビソ、トウヒ等の亜高山樹種で構成され、地元住民が、古くから自然と共に暮らし守ってきたエリアであり、郷土の象徴として保護する。	ブナ、ミズナラなどの広葉樹とシラビソ、コメツガなどの針葉樹がゆるやかに混じり合い、調査では58種の植物が認められ、そのうち環境省や岐阜県のレッドデータブックに記載される絶滅危惧種が18種確認されている。	・乗鞍生物群集保護林へ統合及び拡充済み ・H30.3.26「多様な活動の森」協定締結 名称:「のりくら郷土の森」 面積:721.44ha 期間:H30.4.1~H32.3.31	・「高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森設置及び管理に関する条例」に基づき、「乗鞍山麓五色ヶ原の森自然保護審議会」にて、郷土の森の利用手法と自然等への影響についての試験研究や飛騨署と連携して、地域振興の観点からガイド事業の効果と影響を検証している。	・保護と利用の両立	隣接する市条例により保護されている民有林との連携した日本初の保護の取組みへと発展できないか検討
飛騨川	岐阜	東白川郷土の森	3.19	東白川村では少ない天然林を地元東白川村の要請によって保存することとしたものである。	主な樹種は常緑針葉樹の天然林で構成される。高木層はスギ、アカマツ、モミ、ヒノキ、サワラが優占している。アカマツの被度が比較的高い。広葉樹はホオノキ、クリ等の落葉樹である。	廃止(施業上の配慮)自然維持タイプで管理	・村内に残る唯一の木曾ヒノキを交えた150年を越す温帯性針葉樹林として自然観察等に活用されている。	・協定の締結及び保護と利用	協定を結び、活動の支援を検討
飛騨川	岐阜	老谷ささやき自然の森郷土の森	24.72	下呂市馬瀬に原始的な姿で唯一残されている天然林を、地元旧馬瀬村の要請により保存することとしたものである。	ブナ等の落葉広葉樹の天然生林から構成されている。高木層は冷温帯の代表的樹種であるブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹が優占し、モミ、サワラ、ヒノキ等の常緑針葉樹が混生している。	廃止(施業上の配慮)自然維持タイプで管理	・地元下呂市として、唯一木曾ヒノキ・ブナ等の温帯性針葉樹林として、隣接する「老谷ささやき自然公園の森」とともに自然観察等に活用されている。	・レク森への移行及び保護と利用	レク森への移行を検討
木曾川	東濃	いわむら郷土の森	20.78	岩村城跡の周辺に残された旧藩時代からのスギ、ヒノキ、アカマツ等の天然林と、そこに混在するスギ、ヒノキ等の人工林を、地元旧岩村町の要請によって設定したものである。	この保護林は天然林及び人工林からなっている。天然林は、市街地に隣接していること及び時代背景からも過去に攪乱を受けたことが想定される群落である。	廃止(施業上の配慮)森林空間利用タイプで管理 <参考> H28.3.28恵那市へ一部売却 面積変更:47.86→20.78ha	・岩村城跡(別名:霧ヶ城)を囲むように当時設定された郷土の森は、郷土の歴史及び自然散策等地域の観光資源として活用されている。 ※岩村城は、大和の高取城(奈良県)備中の松山城(岡山県)と並ぶ日本三大山城の一つに数えられる名城。	・保護と利用	歴史的価値を持つ、城郭等に配慮した風致維持等の施業を検討
		12箇所	1,074.27						

## 再編後の中部森林管理局保護林管理委員会の運営について

### 1 保護林管理委員会について（長官通知）

○ 保護林設定管理要領  
 ※ 保護林制度の改正について（27 林国経第 49 号平成 27 年 9 月 28 日：林野庁長官通知）

#### 第6 保護林管理委員会

##### 1 保護林管理委員会の設置及び検討事項

森林管理局長は、**保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全**について検討を行うため、保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、意見を求めるものとする。

※ 「保護林に関連する生物多様性の保全」に関する事項には、緑の回廊に関連するものとして、緑の回廊の設定、変更、解除、管理及びモニタリング等に関する事項が含まれる。今般の保護林通知改正に伴い、緑の回廊の設定、変更、解除、管理及びモニタリング等に関する事項については、保護林管理委員会に意見を求めることとなる。

##### 2 管理委員会の構成及び部会等の設置

###### (1) 管理委員会の構成

管理委員会は、**森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等のうち、森林管理局長が選任した者で構成**するものとする。

※ 管内各県に保護林が分散して所在しているため、多数の地方公共団体、地域の関係者を選任する必要が生じた場合は、選任した全ての委員が出席する必要はないため、学識経験者等からなるコアメンバーに加えて、地方公共団体関係者、地域の関係者も委員として選任しておき、検討事項、対象地域に応じて関係する委員のみに参集依頼する対応も可能と考える。

※ 「地方公共団体、地域の関係者等」からは、保護林が設定される地域に係る個別の課題等がある場合に、その課題の共有・解決のために意見等を聴取することを想定している。

###### (2) 部会等の設置

森林管理局長は、必要に応じて管理委員会の下に専門的な検討を行うための**部会等**を置くことができるものとする。

ただし、復元を行おうとする場合には、森林管理局長は、管理委員会の下に保護林復元部会（以下「復元部会」という。）を復元対象保護林ごとに設置するものとする。復元部会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体、地域の関係者等のうち、**森林管理局長が選任した者で構成**し、復元すべき目標林型、復元手法等について検討するものとする。

※ 「中部森林管理局保護林管理委員会運営要領」設定（H27.10.1）

##### 3 留意事項

(1) 二以上の森林管理局の管轄区域にわたる事項を検討する場合には、関係する森林管理局の管理委員会を合同で開催すること等により十分に意思疎通を図り、事項に係る取扱いの統一を図るものとする。

(2) 森林管理局長は、簡素で効率的な管理体制の下で保護林の保護・管理を行うため、管理委員会の下に置く部会等については必要最小限とするものとする。

### 2 中部森林管理局保護林管理委員会について

#### 第2 所掌事務

管理委員会は、中部森林管理局管内における**保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全**についての検討を所掌する。

#### 第3 組織

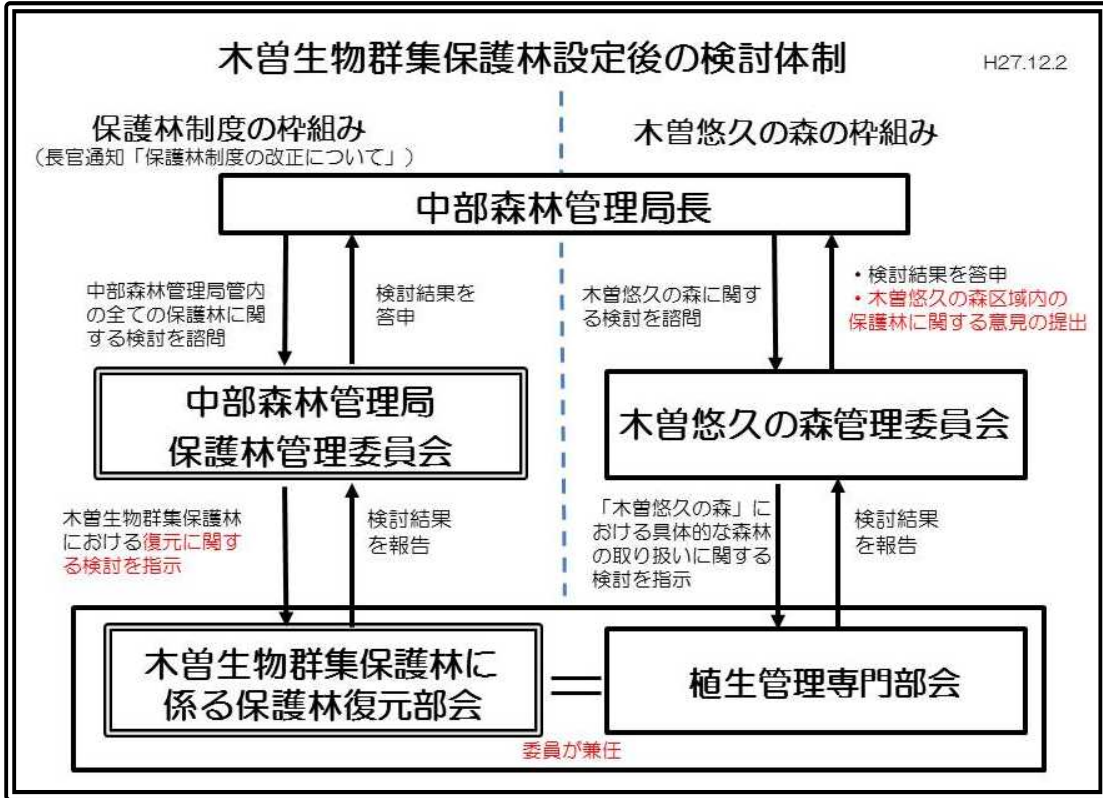
1 管理委員会の委員は、**森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等**から中部森林管理局長が委嘱した者で構成する。

2 委員の任期は、委嘱日から翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 管理委員会は、**必要に応じて管理委員会の下に専門的な検討を行うための部会を設置**することができる。

※ 「木曽生物群集保護林復元部会の運営について」作成 (H27.12.1)



「木曽生物群集保護林における復元計画」設定 (H29.4.1)

木曽生物群集保護林復元部会の運営について	木曽悠久の森管理委員会の専門部会の運営について
<p>第1 趣旨 中部森林管理局保護林管理委員会運営要領(平成27年10月1日施行)第3の4に基づき設置された部会の運営については、次のとおり定めるものとする。</p> <p>第2 任務 部会は、木曽生物群集保護林を対象として、復元すべき目標林型、復元手法等について検討を行う。</p> <p>第3 運営 1 部会の開催は、中部森林管理局<b>保護林管理委員会委員長が招集する。</b> 2 部会は、その過半数の出席をもって成立する。 3 地方自治体の長が部会の委員となっている場合には、代理を認めるものとする。 4 部会には座長をおき、委員の互選により選任する。 5 <b>座長は、議事を運営する。</b> 6 座長は、部会の承諾を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。 7 部会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。 8 部会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは座長の決するところによる。 9 部会の議事は、<b>原則公開とする。ただし、座長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。</b> 10 部会の議事概要については、中部森林管理局のホームページを通じて<b>公開する。</b></p> <p>第4 委員の任期 1 委員の任期は、委嘱日から翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任することができる。</p> <p>第5 事務局 部会の事務局は、中部森林管理局計画課において行う。</p> <p>附則1 この要領は、平成27年12月10日から施行する。</p>	<p>第1 趣旨 木曽悠久の森管理委員会運営要領(平成26年5月1日施行)第2の2に基づき設置された専門部会の運営については、次のとおり定めるものとする。</p> <p>第2 運営 1 専門部会は、委員の活発な議論を確保するため、<b>非公開</b>とする。 なお地方自治体の長が専門部会の委員となっている場合には、代理を認めるものとする。 2 専門部会の資料は、<b>論議の過程におけるものであることから、非公開とする。</b> 3 専門部会には座長をおき、委員の互選によって定める。</p> <p>4 専門部会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。 5 座長は、担当する専門部会以外の専門部会の委員を兼ねることができる。 6 <b>座長は会議を統括する。</b></p> <p>第3 事務局 専門部会の事務局は、中部森林管理局計画課におく。 1 この運営については、平成26年8月22日から施行する。 2 この運営については、平成27年6月19日から施行する。 3 この運営については、平成27年12月2日から施行する。</p>



木曾生物群集保護林復元部会委員（案）

所 属 等	氏 名
和歌山大学 観光学部 教授	大浦 由美
鳥取大学 農学部附属フィールドサイエンスセンター 教授	大住 克博
信州大学 農学部 教授	岡野 哲郎
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 研究企画科長	正木 隆
東京大学 名誉教授	山本 博一
公益財団法人日本自然保護協会 参事	横山 隆一

※50音順、敬称は略させていただきます。

- 任期 委嘱から～平成32年3月31日（悠久の森管理委員会の委員任期にあわせる）  
木曾悠久の森管理委員会 植生管理専門部会（H30.4.1現在）の委員が兼任

木曾生物群集保護林復元部会委員の任期終了に伴い委員を再任する。

<参考>

現在の木曾生物群集保護林復元部会委員

所 属 等	氏 名
和歌山大学観光学部 教授	大浦 由美
鳥取大学農学部附属フィールドサイエンスセンター教授	大住 克博
信州大学農学部 教授	岡野 哲郎
国立研究開発法人森林総合研究所 森林植生研究領域長	正木 隆
東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	山本 博一
公益財団法人日本自然保護協会 参事	横山 隆一

※50音順、敬称は略させていただきます。

任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日